

木曽保健所管内の社会福祉施設で カンピロバクターによる食中毒が発生しました

木曽保健所管内の社会福祉施設で調理、提供した食事による食中毒が発生しました。

患者は、令和6年10月6日から10月10日に調理した食事を喫食した2グループ18名中の2名で、行政検査により、便からカンピロバクターが検出されました。

なお、患者は全員快方に向かっています。

【事件の探知】

令和6年10月14日の午後3時頃、医療機関から「社会福祉施設の利用者2名が入院しており、うち1名の便からカンピロバクターが検出された。」旨の連絡が木曽保健所がありました。

【木曽保健所による調査結果概要】

- 患者は10月6日から10日に当該施設で調理した食事を喫食した2グループ18名中の2名で、10月11日午後2時頃から発熱、下痢などの症状を呈していました。
- 患者の共通食は、当該施設で調理した食事のみでした。
- 行政検査により、患者便からカンピロバクターが検出されました。
- 患者の症状は、カンピロバクターによる食中毒の症状と一致していました。
- 患者を診察した医師から食中毒の届出がありました。
- 以上のことから、木曽保健所は、当該施設で調理、提供した食事を原因とする食中毒と断定しました。

担当保健所	木曽保健所	
患者関係	発 症 日 時	10月11日 午後2時頃から
	患 者 症 状	発熱、下痢など
	患 者 所 在 地	木曽郡
	患 者 数 及 び 喫 食 者 数	患者数／喫食者数：2名／18名 (患者内訳) 男性：1名(年齢：80歳以上) 女性：1名(年齢：80歳以上)
	入 院 患 者 数	2名
	医 療 機 関 受 診 者 数	2名(受診医療機関数：1か所)
原因食品	当該施設で10月6日から10日に調理、提供した食事	
病因物質	カンピロバクター・ジェジュニ	
検査結果	カンピロバクター・ジェジュニ (松本保健所の検査による)	患者便：2検体中2検体から検出

[参 考]

患者が喫食した 主なメニュー	ご飯、ハムエッグ、クリームシチュー、焼き魚、野菜スープ、里芋の煮物 親子丼、焼き肉、冷奴、大根の煮物、かぼちゃ煮、野菜サラダ、三食丼など
-------------------	---

[参 考] 長野県内（長野市・松本市含む）における食中毒発生状況（本件含む）

令和 6 年 度 (うち 長野市・松本市)	14 件 (5 件)	260 名 (130 名)
令和 5 年 度 (うち 長野市・松本市)	10 件 (3 件)	205 名 (31 名)

～カンピロバクターによる食中毒～

[特 徴]

カンピロバクターは、ニワトリ、ウシ、ブタなどの腸管内に存在しています。これらの家さん、家畜を、食肉として解体する際に、処理された食肉の表面を汚染すると考えられています。中でも鶏肉は高率にこの菌に汚染されており、文献等によると市販されている鶏肉の汚染率は20～100%とされています。

熱や乾燥に弱く、常温の空気中でも徐々に死滅しますが、他の食中毒菌に比べて少量でも食中毒を起こすという特徴があります。

食肉を生や加熱不足で食べることにより発生することが多く、特に注意が必要な食中毒原因菌です。

また、野生動物などに汚染された沢水や井戸水などにおける消毒の不備による水系感染があります。

[症 状]

潜伏期間は、1～7日（平均2～3日）と長く、下痢、腹痛、発熱、頭痛、吐き気などの症状が現れます。

また、カンピロバクターに感染した数週間後に、手足の麻痺や顔面神経麻痺、呼吸困難などを起こす「ギラン・バレー症候群」を発症する場合がありますことが指摘されており、重症化した場合には死亡することもあります。

特に幼児や高齢者など体の抵抗力が弱い方は、重篤な症状となることがありますので、注意が必要です。

[予防方法]

鶏肉などを調理する際は、十分に加熱調理し、生や加熱不十分な状態（鶏わさ、タタキ等）では食べないでください。

また、生肉を扱った手やまな板、包丁などはカンピロバクターが付いている可能性があり、きちんと洗浄・消毒しないと他の食品を汚染してしまうことがあります。これらの生肉を扱った調理器具等は必ず洗剤でよく洗ってから、熱湯や塩素系の漂白剤などで消毒してください。

焼肉などをするときには、生焼けに注意するとともに、生肉用の取り箸と食べるための箸を使い分けてください。

沢水や井戸水を使用している施設では、衛生管理を徹底し、塩素消毒が実施されていることを確認してください。

(問合せ先)

木曽保健所 食品・生活衛生課

(担当)細江、茨木

電話:0264-25-2235(直通)

0264-25-2231(代表)(内線 2231)

FAX:0264-24-2276

E-mail kisoho-shokusei@pref.nagano.lg.jp

(問合せ先)

健康福祉部 食品・生活衛生課 食品衛生係

(担当)福井、松本、塚田

電話:026-235-7155(直通)

026-232-0111(代表)(内線 2661)

FAX:026-232-7288

E-mail shokusei@pref.nagano.lg.jp